

資料と公共性 : 2018年度研究成果年次報告書

岡崎, 敦

九州大学大学院人文科学研究院 | 九州大学大学院統合新領域学府 : 教授

市澤, 哲

神戸大学大学院人文科学研究科 : 教授

石田, 栄美

九州大学附属図書館 | 九州大学大学院統合新領域学府 : 准教授

後小路, 雅弘

九州大学大学院人文科学研究院 : 教授

他

<https://doi.org/10.15017/2230688>

出版情報 : 2019-03-14. 九州大学大学院人文科学研究院

バージョン :

権利関係 :

資料と公共性 ―なにが問題か―

岡崎 敦

0. はじめに

「資料と公共性」と題する共同研究は、現代社会における公正で、適正な情報資源管理のあり方を、情報管理組織のミッションおよび情報管理専門職養成という観点から、学際的、実践的に研究しようとするものである。しかしながら、このような課題の遂行のためには、学問（専門知）の「公共性」問題を、理論的に再検討し、現代社会における専門知の位置づけ、機能等について批判的な検討を行いながら、専門知同士の間、専門知と社会との間に橋を架ける必要がある。この際重要なのは、学問と社会との関係を、真理を体現する学問が、社会を教導するという啓蒙的スタンスと決別することであり、専門知と社会、市場、権力との公正で、妥当な関係を公共空間のなかで模索せねばならない。実際のところ、資料／情報管理という問題設定からは、「資料（や情報資源）は誰のものか」などの理論的課題とともに、「管理コストは誰がどのように負担するのか」などの実践的課題が不可避に現れる。そして、情報化と国際化／グローバル化が急速に進行する現在、これらの諸問題は、近代西欧世界において築かれてきた、図書館、博物館、文書館を初めとする関連の諸制度の根本的な再検討を要求している。

ところで、この共同研究では、具体的な検討課題として、以下の三つを掲げている。1) 情報管理の領域で今なにが生じているのかについての学際的再検討、2) その前提となる「専門知」自体のあり方の検討、3) 「資料・情報管理機関」のミッションと制度設計、および「資料情報管理専門職」プログラムの提案である。最後の問題については、理念、制度のみならず、機能、財政基盤、評価、社会との関係など、多様な問題が提起されるがこのような実践的課題に対応するためにこそ、学問自体の公共性を、「専門知」のあり方の再検討から出発して、批判的、学際的に再検討することが必要であり、その基盤の上に、情報管理の現在を「公共的」観点から再整理することができる。

ここでは、「資料と公共性」という問題設定の射程について、これらの理論的、実践的問題の現況を概観する。

1. 学問の「公共性」問題

学問の「公共性」問題をよりよく理解するためには、アメリカの社会学者ブラヴォイが提示する学問の4次元図が大変参考になる。

	学界 Academic Audience	社会 Extra-Academic
道具的知 Instrumental Knowledge	職業的 Professional	政策的（応用） Policy
反省的知 Reflexive Knowledge	批判的 Critical	公共的 Public

BURAWOY, M., For Public Sociology (ASA Presidential Address, 2004), in *American Sociological Review*, 70, 2005, pp. 4-28.

この図では、「公共的」な専門知は、単に学界の外との関係だけではなく、反省的な知のレベルの上で、「批判的」専門知と同列にあることが主張されている。つまり、特定の専門知を、そのままのかたちで外部に発信、応用しても、それは「公共的」ではなく（それは「政策的な応用知」）、「公共的」であるためには、「専門知」自体のあり方自体の検討が不可避に組み込まねばならない。そこでは、一方で、科学の「定義」、「構造」などの理論的諸問題が検討されるとともに、学問やその担い手の経済的、社会的、そして政治的基盤などの社会学的問題も同等な重要性をもって議論にふされねばならない。特に重要なのは、狭い専門をこえて機能する専門知であるためには、業界をこえる議論を可能とする対等な対話＝コミュニケーションが不可欠であり、それは、啓蒙や広報活動のような業界宣伝行為、あるいは特定業界の「村」内部（サポーターも含む）での充足とは根本的に異なったものである。

ところで、価値の多様化と紛争のゲーム化が国境を越えて進行し、合意形成の困難に苦しんでいる現代世界においては、理性的な討議は機能しないとの現状認識から、一握りの情報学専門家が、AIと結託しながら、自由な選択の余地を奪うアーキテクチャの支配が実際に進行している。たとえば、人々はもはや主体的な検索を止め、カスタマイズされた提案へのYESのクリックのみの充足へとひた走っている。あるいは、大量の個人情報社会化され、社会秩序の形成のために背後で利用されていることを承知の上で、みずから進んでネット上へ自身をさらすことをもはや誰もためらわない。人は、過去の集団行為に規定される役割のエージェントとして、自由に主体的に行動することをやめようとしているかのようなのである。匿名性と「自己さらしの欲求」が一体化する現代情報社会において提起される問題の一つに、責任の所在の不透明化と、マイノリティの抑圧の進行が挙げられるであろうが、そこでは、「知識」や「教養」は意味のないレッテルにすぎない。

他方、このような状況でも、システムの健全な機能のために不可欠なのが、情報の適切な管理である。それなくしては、そもそも「フェイク」はもちろん、システムの背後に隠れた操作自体不可能であるだけではない。閉じた合理性追求の専門知であれ、他者との合

意形成のための市民知であれ、その適正な遂行の前提を失うからである。

2. 「専門知」とはなにか —科学技術社会論の貢献—

ここであらためて、現代社会における専門知のありようを規定している西欧科学の成立と変容についてみておこう。

西欧近代科学をその存立の根拠、正当性という観点からながめれば、なにより重要なのは、みずからの内部以外に価値判断の根拠を持たないということ、「専門家」のみが、研究の内容はもちろん、その意味や結果を理解し、評価しうるという意味での「閉鎖的制度化」が極度に進行することにある。他方、このような学問の成立には、自立した職業、閉鎖的職能団体としての「専門家集団」、学界の形成が歴史社会的に対応する。近代以前においては、「学問」なるものは、政治あるいは宗教の一部、つまり、学問の外部に存立の根拠が求められ、専門家もその体制の一部を構成していたのである。

このような状況において、科学は、それ自体、外部からのなんの強制も誘導もなく「自立的な内部発展」を遂げるが、そこではある時期、「ある」科学を成立させる規範（パラダイム）が支配するとともに、ときおり「科学革命」が生じて別の規範が優勢となって、学問の内的配置が再編されるといわれる。特に 20 世紀後半以降支配的になったこのような見方は、「科学」の流動化、複数の「妥当性境界」論、つまり相対主義的、構築主義的な学問観を生み出したが、そこでは、少なくとも特定の場において「なにが科学なのか」をめぐる「妥当性の根拠」をめぐるせめぎ合いが見られ、それ自体が研究対象となる。

他方で重要なのは、自然科学が自己に固有の論理で発展することは、人間社会に便益をもたらすだけでなく、深刻な脅威をもたらすこともあるという認識が形成、定着するなか、科学内部の純粋な発展の追求だけではなく、社会における具体的課題の解決の場において適正に機能する学問のあり方もまた模索されるようになった。そこでは、普遍的な理論知（理想型準拠）よりも、無限に複雑で、かつ常に流動化する多様な現場において役立つ専門知（状況依存性）が希求される。

科学の見方がこのように変容すると、当然ながら、「科学者」とはどのような存在なのか自体もまた、再検討に付されることになる、すでに述べたように、「それ自体」のために自律的に発展する特定科学の担い手は、西欧近代社会においては、相互検証のための学界を組織した碩学の時代を経て、19 世紀以降、奇妙なことに、国民国家による強力な後ろ盾を得て発展した。学会や大学など、研究組織のみならず、学位の資格認定、教育プログラムなど、科学の普遍性を謳いながら、研究、教育はもちろん、科学者という存在自体、特定国民の税金によって維持される不思議な体制が確立したのである。科学の存立をめぐる普遍的価値と国民国家の共犯関係は、しかしながら、20 世紀後半、根本的に動揺するが、その要因は、政治、経済、社会的問題から、知の「構成主義的」理解の一般化まで幅広い。21 世紀の今日、科学を「唯一の真理追究」による「国民の福祉増強」と素朴に考え、「科学者」を特別な才能に恵まれた天才として崇敬する土壌は失われたといえよう。いま科学

について求められているのは、専門知のあり方自体の不断の再検討、つまり「メタ」専門知であるとともに、公共空間のなかでの具体的課題解決のために、関係する諸力の間を「媒介する」専門知のあり方の模索であろう。具体的には、前者においては、特定の科学の「定義」、「構造」、「展開、変容過程」、「評価」、さらには特定科学を社会的に維持させている社会システム（研究・教育組織やシステム、専門家の社会的存立、威信など）自体、後者は、社会的課題の複合的・複層的な性格の吟味、異なる専門知の協業、社会的合意形成・決定システムのなかでの専門知の位置づけなどの問題が挙げられる。

3. 「専門職（家）」とはなにか

「専門職」について、古い科学観を前提とすれば、それは「真理＝規範」の独占者ということになるだろうが、このような存在を、現代社会は認めないであろう。現代の専門家とは、限定された環境、場（「村」社会）における特殊な知の担い手であり、観点が変われば、評価も変わり得ること、つまり、専門家の存立や威信自体、社会的に構築、維持されるものであることを理解せねばならない。実際、専門家、専門職の社会学という観点からは、ポストのあり方（組織の性格や内部での位置づけ）、報酬（研究費や給与）、成果発表のあり方、その評価などが中心的な研究課題である。また、自然科学では主流の共同研究にあっては、研究組織や機能自体が、かつてヴェーバーが論じたような、官僚制に類した問題を提起する（権限、職務、命令系統など）。

以上のような問題関心は、実はいわゆる自然科学領域においては、通常「科学技術社会論」として、すでに長い伝統をもっている。これに対して、いわゆる人文社会系学問においては、十分な認知があるとはいえないように思える。なぜなのだろうか。

人社系学問において、類似の問題が検討される場合、従来典型的なのは、知の合理化理論、および知の社会学とも呼びうる研究領域であるように思える。前者は、社会の中での専門を分業の展開過程としてとらえた上で、近代世界の形成を合理化の過程とみなし、官僚制をその典型として考察するタイプの議論である。そこでは、限定された権限、仕事内容、定まった課題の遂行などの職務要件が、ほぼそのまま学問の成立要件である学界の「妥当性境界」への閉じこもりとパラレルにとらえられる。後者は、「高度な専門知」の社会的な位置づけに関わる。基本的に、伝統的な前近代社会においては、知と権力と専門はごく一部のエリートに独占されており、静態的な身分／共同体秩序においては、この三者は安定した関係を結んでいる（逆にいえば、人口の大多数はこの関係から排除されている）。そこでは、政治と学問が一体化しており、「知恵」と「専門知」による世界および人間の支配が貫徹する。これに対して、資本主義と民主主義を本質的要素とする近代社会においては、専門分化が個人の尊重と連動して飛躍的に拡大、展開するとともに、特に公共性の構造転換後の大衆民主主義状況においては、一方で「知恵」をもたない「専門家」が、他方で「専門知」にも「知恵」にも無関心な「大衆」、およびそれに迎合するポピュリズム権力が出現する。これに対して、社会、特に政治のあり方に批判的な言説は、「浮動的知

識人」によってのみ担われるが、彼らの正統性は、どのような立場にも属さず、ただ「知」以外の何物にも拘束されない立場から、社会的問題に「参加」することに求められる。現実の社会における彼らの具体的存在形態、特に「認識」と「実践」の関係には多くの議論があるが、知識人論において、19世紀末に現れたこの「浮動的知識人」イメージが今なお根強く主張されているのはなぜだろうか。そこには、特に人社系学問が「単なる専門知」を越えた「知恵」標榜の誘惑から自由ではないさまが、浮き彫りになっているようにも思える。

しかしながら、現代社会は、もはや古典的かつエリート的であった前近代的「教養」、あるいは「知恵」の復活を許さない。文化相対主義の影響はすでに圧倒的であり、真善美の基準はもちろん、従来学問を背後で正当化してきた西洋文明自体の相対化もまた進んでいる。19世紀以降、学問研究、教育、研究者キャリアを保証してきた国民国家権力自体、もはや価値の最終審級として、人民の「幸福」を保証する全能の全体主義社会国家の役割を、みずから放棄しようとしている。

このような状況の下、現代社会における「専門家」とはどのような存在なのだろうか。もはや全能の天才でも、知恵をもった賢者でもない彼は、実際には、特定の利害を持つ組織（国家であれ、民間企業であれ、国際機関であれ）の給与取得者であり、その専門知の範囲は極度に小さい。他方で、「市民科学」を標榜するオープンサイエンスの発展は、科学を現場で担う「誰でも科学者」論を現実のものとしており、いまや専門家と素人との差異は不分明になろうとしているが、民主主義の貫徹や高度知識社会の到来をよしとするなら、この動きはむしろ必然と考えねばならない。このような状況のもと、社会秩序の安寧、人権の保障との関係で、専門知、専門家のあり方を再定義することが求められているのである。

4. 西欧近代的情報管理とその変容 —権力と情報管理—

情報の管理と利活用について、西欧近代世界の形成は、画期的な意味を持つ。繰り返すが、前近代世界の政治、文化秩序は、本質的に情報の統制にあり、身分、共同体（みずから選ぶことが出来ない人間関係）、イデオロギー（宗教や倫理など）と不可分の関係にあった。逆に、近代世界の民主主義と資本主義の原則は、特に公的情報の公開とそれに基づく議論の形成、それを保証する法制度、保存および情報公開組織、さらにはそれを担う専門職およびその養成制度を不可欠とした。しかしながら、あらたに誕生した近代国民国家が整えた情報の管理と提供の諸制度がいかに奇妙で複雑な事情を経て形成されたのかを瞥見することは、現在混迷の最中にある資料／情報管理のあり方を再考するための前提となる。

ここで問題となるのは、資料／情報の価値に関わる論点である。なぜなら、そこでは、個人の基本的な人権の基礎であり、同時に社会的秩序安寧のために社会、そして権力が市民に保証すべき資料／情報とは何なのか、が問われるからである。ここでは、特に、泉美知

子の研究によりながら。フランスにおける「文化財（歴史的記念物）保護行政」の形成、展開問題を簡単に跡づけておこう。

「文化財保護行政」とは、具体的には、当該領域（ここでは国家内）の「歴史的に重要とみなされる」物件を調査し、目録化し、何らかのかたちで価値付けして、必要な維持管理、保存を、基本的には国費、つまり国民の税金でまかなうことであり、同時に、国民の所有権他の基本的権利を一部制限することもある行政行為である。フランスは、周知のように、大革命の際に大量の旧体制の建物や資料を破壊したが、同時に、このような行為をヴァンダリズムとして非難し、基本的には否定されるべき旧体制の遺物の再評価、つまり現在の価値のないもののあらたな価値付けに取り組んだ最初の国家の一つである。

狭義の文化財保護行政については、早くも1830年に内務大臣ギゾーにより、「歴史的記念物」を調査する視察官の創設が提案され、37年には、予算と修復事業を担う歴史的記念物委員会が作業を開始した。40年に指定リストが作成されるが、これは委員会から県知事に要請した調査の結果であった。問題は評価の基準であるが、当初優越していた政治的、歴史的関心から、徐々に芸術的関心へと移行したと評されていることである。最終的には、87年に「歴史的および芸術的価値を有する記念物と美術品の保護に関する法律」、つまり文化財保護法が制定されたが、その第1条には、「歴史的あるいは芸術的観点から見てその保存が国益を有する」ことが明記されている。

しかしながら、19世紀末まで支配的であった芸術的価値とは、アカデミーが保証する古典主義であった。したがって、基本的にはフランス国内の過去の遺物を対象とする歴史的記念物の価値の国家的（国民的）価値が承認されるためには、この「国民芸術」なるものが、芸術的に古典主義に並ぶものであることが示される必要があった。その代表的な論客こそヴィオレール＝デュックである。中世教会建築の修復で名高いこの無神論建築家は、中世に花咲いたゴシック芸術は、外国芸術である古典主義にならぶ価値を有するとして、大々的な論陣をはった。その成果が、1855年に提唱され、82年に開館したフランス比較彫刻美術館（1937年にフランス記念物美術館と改称）である。そこでは、フランス芸術の体系的理解がレプリカの展示によって図られるが、それを基礎づけるのが、市民階級の解放としての社会的発展を跡づける「文明史観」であり、具体的には、文明の発展は、自然の模倣、類型の固定、そこからの解放という同一の発展法則である。同時期、ルーヴル美術学校では、中世／ルネサンスのフランス建築史の講義が開始され、フランス芸術を専門とする学芸員の養成が開始された。

にもかかわらず、フランス中世芸術の国民的価値が決定的なものとなるためには、大学における研究、教育の制度化という「学問的保証」を経ねばならなかった。この点でメルクマールを画するのが、ソルボンヌにおける中世美術史講座の誕生、そして高等師範学校出身のアカデミズム学者であるエミール・マールの教授就任である。彼の学位論文は、13世紀の百科全書的書物、ヴァンサン・ド・ボーヴェの四つの『鑑』と同時代のゴシック造形芸術との直接の照応関係を跡づけるもので（キリスト教図像学）、フランス中世の代表

的な芸術様式の思想的研究だが、普仏戦争敗北後に開始されたフランス学界の本格的「科学化＝実証主義化」のもとで勉強した世代にあたる。フランス中世の遺物は、ここに（審美的な理由ではなく）芸術に関する学問のお墨付けをえ、フランス国民が胸をはって世界に誇れる「歴史的記念物」となったというわけである。

このような、ある意味幸福な国民国家の芸術文化財保護は、いま終焉を迎えつつある。いうまでもなく、経済的低成長のもとで、国家のスリム化、民間委託が進んでおり、文化財保護組織もまたその例外であるどころか、その主要なターゲットであるからである。久しく以前から、図書館、博物館は言うまでもなく、文書館においてすら、来館者、入場者数、すなわちクライアント重視の受容と供給のバランスが主張されてきた一方で、エージェンシー化、指定管理者制度の導入など、日本のみならず、世界中で「公共的な」資料／情報管理機関への圧力が強まっている。

このような動きは、我が国では、2017年の文化芸術基本法、2018年の文化財保護法の改正に現れているように、一言で言えば、文化資源の利活用、市場価値の向上を目論むものであるが、ことは政府側のみ都合ばかりではない。2012年にスペイン北東部ボルハのミセリコルディア教会にある19世紀の壁画の劣化を憂えたある女性が、これを「修復」したことが世界的な話題となった。問題なのは、その後、彼女の行為を支持する嘆願書が多数寄せられ、さらに、この村には、その後多くの観光客が押しよせたことである。教会の慈善財団は入場料を徴収し、グッズの販売も行うなど、この修復の経済的効果は計り知れない。この事件の背景として考慮すべきは、現在世界では、空前の世界遺産ブームに沸いていることである。そこでは、行政のみならず、さまざまな利権を求めて多くの関係者が暗躍していると言われるが、いわゆる世界遺産条約において評価の対象となっているのは、「顕著な普遍的価値」、つまり「よそ者」の介入が前提となった価値の再創造だったのである。ちなみに、この条約のきっかけとなったのが、エジプト政府による遺跡の破壊を国際世論が救済した著名な事件であったことも想起しておく価値があろう。一言で言うなら、文化財の価値は地元の人を初めとする「当事者」のもの（だけ）ではないのである。

ここでもまた、学問の公共性問題と同じ構図が現れていることに注意せねばならない。そこでは、「すでにある自明の価値」ではなく、「よそ者」による価値付け、創造が問題となっている。特に注意すべきは、ここでは、何であれ「正しい」価値の共有が問題とはなっていないこと、つまり、「よそ者」が付与する価値は、勝手な再創造をも含むことである。さらに重要なのは、それぞれの主張の内容や、その権威主義的正統性付与の機構というよりも、メディアやプロパガンダを初めとする情報の拡散と受容のプロセスであろう。他方、このようなアナーキー状態の価値付けに対しては、当然にも、「資料は誰のものか」、さらには「過去は誰のものか」という問いを発することができる。他者の異文化へのアプローチが、なんらかの領有を招来するのは当然とはいえ、他者の領有が無方図に展開することは、いわばアイデンティティの無意味化、あるいはまったく逆に、アイデンティティのスケールゲームに行き着くかもしれない。繰り返すが、現在、情報資源の価

値付けは、情報化、グローバル化の急速な進展のもと、いわば無政府状態で進行しているのである。

5. 情報管理の現在

情報環境のなかで業務やしごとが完結する場合、狭い意味での資料の保存は、デジタル媒体やクラウドなどが担うことになり、いわゆる物理的保存にかわって、別種の情報保存問題が生じる。ここで重要なのは、クライアントが、信頼できる情報資源を、確実に入手できることであり、そのためには、当該の情報資源をそのようなものとして管理、提供する仕組みが必要である。

ところで、古典的な資料管理機関、図書館、博物館、文書館等では、「価値ある」所蔵資料について目録を作成し、クライアントの便宜を図ってきた。しかしながら、なにをもって「価値ある」資料なのかという基準が動揺している今日、コンテンツの価値のみを訴えることは「公共的」、すなわち、他者としての第三者とも合意形成、認識共有し、必要な負担を分け持つことを議論するためには、十分ではないであろう。また、ますます多くの情報とその由来や信頼性が担保されない状態で、インターネット上を飛び交うなか、情報管理の専門知は、これらの動きを制御する能力をもち、信頼を勝ち得なければならない。

以上の状況の下で、新しい時代の情報管理専門機関に求められるのは、何であろうか。思うに、以下の2点が重要である。一つは、資料／情報資源の真正性、信頼性の保証である。真正性とは、「自分がそうであると主張しているものであることが証明できること」、信頼性とは、「コンテンツが、それが表している行為や出来事の性格で完全な再現であること」である。その証明は、資料のコンテンツ内部のもっともらしさではなく、当該資料／情報資源が必要な手続き、要件を満たして作成、維持、保存されていることの証明であり、それはメタデータによって提供される。特に、情報環境のもとでは、定期的なマイグレーションが必至であり、紙媒体時代には物理的に保存されていた「原本性」がもはや確保できない。あるいは、そもそも、コンテンツの理解や価値は、情報管理機関が評価するものではなく、クライアント、ひいては社会の合意に委ねられるべきものである。もし、コンテンツの専門家が情報管理専門職として、啓蒙的スタンスからクライアントを指導しようとしてきたなら、それは「公共的には」誤った態度であったと考えねばならない。

2点目は、資料や情報資源の利活用場の拡張と必要な規制である。情報公開にあたる用語は欧米語では共通して「アクセス」であり、クライアント側の権利として位置づけられているが、新しい「公共的」情報管理のもっとも重要な使命は、アクセスの自由と平等、そして人権保護の確保の追求である。オープンデータに関する政府系の要綱がいずれも強調しているのは、この点であるのも当然といえよう。その上で、可能であれば、資料や情報資源の生成段階からすでに、必要なメタデータの付与などの介入を行うべきである。なぜなら、紙媒体とは異なって、情報環境で完結する情報のやりとりは、生成段階からのすべてのコンテキストとプロセスの保活的、統合的に関することが不可欠であり、それを保

証するメタデータの記述が不十分であいまいなままであれば、隠された情報操作介入の余地を許し、情報の真正性、信頼性に疑義が付されるからである。

この点で興味深いのは、近年、図書館情報学およびアーカイブズ学の双方において、ほぼ同様の発想にたつあらたなメタデータ標準が提案されていることである。前者は、「書誌レコードの機能要件」 Functional Requirements for Bibliographic Records (1998/2009) (FRBR)および「資源、記述およびアクセス」 Resource Description and Access (2010) (RDA)、後者は「コンテキストのなかの記録。アーカイブズ記述のための概念モデル」 Records in Context (RiC). A Conceptual Model for Archival Description (2016)である。両者に共通するのは、従来のように記述のエレメント枠組みを平面的に提示するのではなく、いわゆる実体＝関係モデルを採用していることである。「コンテキストのなかの記録」および「書誌レコードの機能要件」あるいは「資源、記述およびアクセス」に共通していることとして、以下の二点を挙げることができる。

第一には、資料を生み出し管理する環境や諸条件自体を記述することを強く志向していることである。特に重要なのは、実体を取りまくコンテキストとプロセスからなる関係の束（属性と関係）を記述しようとする姿勢で、これは、アーカイブズ学が重視してきた「機能」の記述に近いものがある。極端に言えば、ここで目指されているのは、もはや「資料」の記述ではなく、資源の形態、主体、機能などの実体概念相互の「関係」の記述と考えるべきともいえる。現代社会における情報（資源）とは、それ自体他と無関係に孤立して実在する「実体」ではなく、一つのように見えても複数かつ複雑な相貌をみせるため、記述できるのは諸「関係」の束しかない。あるいは、「資料（あるいは情報資源）」とは、ある「しごと」がコンテキストとプロセスのなかで多元的に位置づけられる「場」のようなものとも考えることもできる。そこで必要となる記述とは、一なるものの多元化、多様化のなかでの、多様性、多元性の統一的把握に他ならない。実は、ここからもまた、情報管理におけるメタ情報の統合、具体的には、「事前介入」の必至が導き出される。なぜなら、たまたま目の前に現れた「ある」情報資源を事後的に観察しても、その情報資源を取りまくコンテキストや、流動化の過程を、全体として把握することはできない。つまりそれぞれたまたまネット上に浮かび上がった形象以上のものとしては評価できないからである。第二には、資料や情報資源の価値の由来、性格の特定のあり方に対する認識の変容である。ここで重要なのは、資料や情報を、唯一の真理を不変なかたちで表現する「コンテンツ」、あるいは「原典」や「オリジナル」との関係で定義できるものとは、もはや考えられないことである。同じようなものでも、異なる相貌を、その都度異なるコンテキストのもとで表現するのであり、「価値」とはそれを付与する実体や属性との関係で、その都度さまざまでありえる。そこでは、一方で、組織内の多様な（場合によっては眠っている、潜在的な）情報の価値が再発見、再活用されることへの関心の高まり、他方では、資料の価値をめぐる「公共性」の議論、つまり、情報資源の「社会的価値付け」をめぐる問題などが、焦点として浮上することになる。

6. 情報管理専門職のキャリア形成問題

以上のような情報管理の変容は、当然ながら、情報管理専門職のあり方にも根本的な変革を要求する。しかしながら、日本における情報管理専門職の地位向上には、日本特有の事情が介在しており、欧米型のキャリアと養成システムの少なくとも単純な導入を困難としている。

欧米においては、教育／学位のレベルがキャリア形成と一般に連動しており、高度な教育を受けた専門職は、組織において高度な責任を担う管理職としても遇される。基本的に同一職種において複数のレベルが存在し、同じ専門職といっても、階層によって異なる処遇を受ける訳である。2018年末国立公文書館が最終版を公開した「アーキビストの職務基準書」は、欧米のJob Descriptionにあたるものとされるが、そもそも後者では、学歴と業務、そして報酬がセットで記述され、同一水準の専門職は、水平レベルで組織を移動することが前提となっている。これに対して、日本においては、管理職は総合職として、基本的には大学学士レベルで採用されるか、あるいは現場の叩き上げによる。他方で、いわゆる理系に一般的な専門職人材は、特定の領域に凝り固まった研究マニアで、管理職への昇任すら固辞する傾向があるという。博士人材に至れば、社会的不適応を理由に、学界、教育界以外への就職はきわめて難しいとされる。人社系についてもまた、総合職キャリアは、一般に大学院卒以上には開かれていない一方で、特に人文系学問においては、その「専門性」自体にも疑義が提起される状況にあるように思える。簡単に言えば、「文転」に象徴されるような参入障壁の低さ、素人との差別化の困難性であり、さらに、自らの学問の意味を「趣味」として談ずるような風土自体が、人社系研究、教育への国費の投入の削減、廃止を招来させたのではないかと、真面目に問う必要があるのではないか。この点では、科研費の項目に、自然科学における「科学技術社会論」に該当するような項目が存在しないこととも関係しているようにも思える。簡単に言えば、人社系学問においては、学問の意味はあまりに「自明」であって、本格的に考えるに値しなかったのである。

なぜこのような差異が生じたのか。日本における雇用慣行、あるいは人生論や人文教養の愛好家＝素人の広範な存在の問題にすぎないのか。ここで想起したいのが、日本における専門知の特殊なあり方である。日本の大学、大学院においては、かなり徹底的な専門研究、教育が実施され、社会におけるリーダーシップを担保するような幅広い市民教育、管理職教育はなされてこなかったし、教員自身もそのような自覚は薄かった。ひたすら学界の「妥当性境界」のなかに閉じこもって、学界のなかでの学問的評価をあげることだけが「学者の誇り」であり、社会的な常識に疎いことが学者の特殊性の証としてマスコミでもはやされる傾向すらあるように思える。

ところで、この報告の最初の議論に戻れば、「公共的」な学問のあり方を考えるためには、学界という業界団体を越えた公共空間における対話、コミュニケーションと、それを可能とする専門知が必要であり、それは、学問自体のあり方を問う「批判的」な次元の考

察を前提とするものであった。したがって、学問が真の意味での「公共的」性格を取り戻すためには、まず大学院教育を初めとする専門職人材の養成システム自体を再検討すること、特に、学問の未来を担う大学院担当教員の資格評価に関して、単に「職業的」専門知のみならず、「批判的」および「公共的」な知見を有しているかどうかを組み込む必要がある。

他方、高度専門職人材を養成する大学院においては、高度な管理職キャリアとしての専門職という発想で教育プログラムを再検討する必要がある。大学院修了レベルの人材が、下位の学位取得者と差別化されねば、高度専門職人材なる概念自体が無意味であるからだが、そのためには、その受け皿となる組織の側でもキャリア形成を再設計することが不可欠となる。この両者は一体であり、したがって、教育システムとキャリア形成を統合して考えることが肝要となるであろう。

その上で、情報管理専門職人材については、まず、かつてのような縦割りの資料管理ではなく、少なくとも情報管理機関のミッション教育（社会、組織のなかでの意味）と基礎的情報管理教育は統合する必要があることである。これに対して、コンテンツの深い理解はユーザーに求められるものであり、情報管理の本質はこれとは別の次元にあることを認識せねばならない。コンテンツ理解に特化するような研究者タイプが情報管理専門職として重宝されてきた背景は、業界の利害関係以外にも理由が想定される。おそらく情報管理領域が正当な評価を受けることができなかつたもっとも大きな理由の一つは、情報管理を、コンテンツ研究を旨とする通常の個別科学の下位に属する「単なる技術」とする、かなり広く定着した認識であるように思える。情報管理のあり方自体の発展、刷新、それにとまなう諸課題の解決の最前線に取り組む人材の認知を進めるためには、まずこの領域が、正当な学問領域の一つであることが認知されねばならず、そのためには学問的に「強く」ならなければならない。

おわりに

以上、本講をまとめると、以下のとおりである。

学問の「公共性」問題を再検討する際、情報管理の領域は戦略的に重要な位置を占めるように思える。第一に、情報管理は、対話的な知、媒介する知の前提であり、かつそれらの適正な機能を保証する制度でもある。また、近年の情報化、グローバル化のなかで、情報管理は、従来のように、コンテンツの価値を自明な基準によって評価することではなく、それぞれの情報資源（群）に関与するさまざまな力の結節点を記述することと考えられねばならない。そこでは、コンテキストやプロセス自体を、多元的に記述することが重要であるが、このような認識は、情報や知、思考や社会的合意形成などの諸問題についての反省的、批判的な検討なくしてはありえない。第二に、資料／情報管理の専門機関のミッション、および専門職の教育、キャリア形成は、高度知識情報社会における知的なインフラ制度およびその専門知の担い手の確保という意味で、社会的にきわめて重要であり、正当

な評価を受ける必要があることである。そして、そのためには現在のあり方を根本的に見直す必要があり、その議論においては、狭い業界を越える射程が必要不可欠である。

この共同研究は、「資料／情報管理」という観点から、学問の公共性問題、および公共空間における専門機関・専門職のミッションの再定義問題を、関係する多様な領域の「専門家」とともに取り組む試みである。そこでは、個々の研究成果とともに、活動を通じての認識の共有、連携の促進、さらには具体的な提言までもが射程とされている。関係者のご理解とご協力をお願いしたい。

参考文献（基本文献を中心に、比較的新しいものに限る）

- 岡崎敦「アーカイブズ、アーカイブズ学とは何か」『九州大学附属図書館研究開発室年報』2011/2012, 1-10 頁
- 岡崎敦「レコードキーピング時代の情報管理専門職人材養成について」『九州大学附属図書館研究開発室年報』1013/2014, 18-24 頁
- 岡崎敦「情報管理専門職の人材養成問題：職務標準，メタ情報標準の動向からみるアーキビストのミッション」『九州大学附属図書館研究開発室年報』2017/2018, 1-7 頁

大黒岳彦『情報社会の＜哲学＞』勁草書房 2018年

藤垣裕子『専門知と公共性』東京大学出版会 2003年

池内了『科学・技術と現代社会』みすず書房 2014年

松本三和夫『科学社会学の理論』講談社学術文庫 2016年（1998年）

コリンズ『我々みんなが科学の専門家なのか？』法政大学出版局 2017年（2014年）

藤垣裕子『科学者の社会的責任』岩波書店 2018年

齊藤純一『公共性』岩波書店 2000年

山脇直司『公共哲学とは何か』ちくま新書 2004年

坂口正二郎『自由への問い 3 公共性』岩波書店 2010年

山脇直司『公共哲学からの応答』筑摩選書 2011年

桂木隆夫『公共哲学とはなんだろう 増補版』勁草書房 2016年

BURAWOY, M., Public Sociologies: A Symposium from Boston College, in *Social Problems*, 51-1, 2004, pp. 103-130.

BURAWOY, M., For Public Sociology (ASA Presidential Address, 2004), in *American Sociological Review*, 70, 2005, pp. 4-28.

BURAWOY, M., The Critical Turn to Public Sociology, in *Critical Sociology*, 31-3, 2005, pp. 313-326.

- 宇沢弘文『社会的共通資本』岩波新書 2000年
 レッティング『コモンズ』翔泳社 2002年(2001年)
 山田奨治編『コモンズと文化 文化は誰のものか』東京堂出版 2010年
 三俣学ほか編『ローカル・コモンズの可能性 ―自治と環境の新たな関係』ミネルヴァ書房 2010年
 盛山和夫ほか編『公共社会学 1 リスク・市民社会・公共性』東京大学出版会 2012年
 岩本通弥ほか編『民俗学の可能性を拓く』青弓社 2012年
 管豊『「新しい野の学問」の時代へ 知識生産と社会实践をつなぐために』岩波書店 2013年
 山下晋司編『公共人類学』東京大学出版会 2014年
- 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター編『「地域歴史遺産」の可能性』岩田書院 2013年
 九州史学会／公益財団法人史学会編『過去を伝える、今を遺す-歴史資料、文化遺産、情報資源は誰のものか-』史学会 125周年リレーシンポジウム 2014 4、山川出版社 2015年
 奥村弘ほか『地域歴史遺産と現代社会』神戸大学出版会 2018年
- 松田陽ほか編『入門パブリック・アーケオロジー』同成社 2012年
 松田陽『実験パブリックアーケオロジー 遺跡発掘と地域社会』同成社 2014年
- National Council on Public History <http://ncph.org/what-is-public-history/about-the-field/>
 NOIRET, S., Internationalizing Public History, in *Public History Weekly*, 2014, pp. 2-34.
 アルトーク『歴史の体制 現在主義と時間経験』藤原書店 2008年(2003年)
 佐藤卓己編『歴史のゆらぎと再編』(岩波講座「現代」6) 岩波書店 2015年
 岡本充弘ほか編『歴史を射つ』お茶の水書房 2015年
 長谷川貴彦『現代歴史学への展望』岩波書店 2016年
 グルディ・アーミテイジ『これが歴史だ!』刀水書房 2017年(2014年)
 藤川隆男編「フォーラム パブリック・ヒストリ 社会の歴史意識／知識とアカデミクな歴史」『西洋史学』263、2017年、36-48頁
 剣持久木編『越境する歴史認識 ヨーロッパにおける「公共史」の試み』岩波書店 2018年
 羽田正『グローバル化と世界史』東京大学出版会 2018年
- 日本アーカイブズ学会他編『入門・アーカイブズの世界』日外アソシエーツ 2006年
 安藤正人『アジアのアーカイブズと日本 ―記録を守り記憶を伝える』岩田書院 2009年
 国文学研究資料館編『アーカイブズ情報の共有化に向けて』岩田書院 2010年

安藤正人／吉田裕『歴史学が問う公文書の管理と情報公開』大月書店 2015年
 シェパードほか『レコード・マネジメント・ハンドブック』日外アソシエーツ 2016年(2003年)

川村恒明ほか『文化財政策概論』東海大学出版会 2002年
 澤村明『文化遺産と地域経済』同成社 2010年
 藤木庸介編『生きている文化遺産と観光 住民によるリビングヘリテージの継承』学芸出版社 2010年
 毛利和雄『世界遺産と地域再生 改訂版』新泉社 2011年
 垣内恵美子編『文化財の価値を評価する』水曜社 2011年
 渡邊明義編『地域と文化財 ボランティア活動と文化財保護』勉成出版 2013年
 大河直躬ほか『歴史的遺産の保存・活用とまちづくり』学芸出版社 2015年
 西村幸夫ほか編『世界文化遺産の思想』東京大学出版会 2017年
 加藤幸治『文化遺産シェア時代』社会評論社 2018年

泉美知子『文化遺産としての中世 近代フランスの知・制度・感性に見る過去の保存』三元社 2013年
 村田麻里子『思想としてのミュージアム』人文書院 2014年
 熊倉純子監修『アートプロジェクト 芸術と共創する社会』水曜社 2014年
 中村浩ほか編『観光資源としての博物館』芙蓉書房出版 2016年
 北田暁大編『社会の芸術／芸術という社会 社会とアートの関係、その再創造に向けて』フィルムアート社 2016年
 光岡寿郎『変貌するミュージアムコミュニケーション』せりか書房 2017年
 九州大学ソーシャルアートラボ編『ソーシャルアートラボ 地域と社会をひらく』水曜社 2018年

小林真理編『文化政策の現在 1 文化政策の思想』東京大学出版会 2018年
 小林真理編『文化政策の現在 2 拡張する文化政策』東京大学出版会 2018年
 小林真理編『文化政策の現在 3 文化政策の展望』東京大学出版会 2018年
 河村建夫ほか編『文化芸術基本法の成立と文化政策』水曜社 2018年

ニールセン『オープンサイエンス革命』紀伊國屋書店 2013年(2011年)
 渡邊英徳『データを紡いで社会に繋ぐ』講談社現代新書 2013年
 福井健策『誰が「知」を独占するのか』集英社新書 2014年
 林和弘「オープンサイエンスが目指すもの：出版・共有プラットフォームから研究プラットフォームへ」『情報管理』58-10, 2016年、pp.737-744.

文部科学省「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスの推進に関する検討会」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/index.html>

上田修一ほか編『図書館情報学』勁草書房 2013年(2017年)

根本彰編『シリーズ図書館情報学』全3巻 東京大学出版会 2013年

日本図書館情報学会研究委員会編『メタデータとウェブサービス』勉誠出版 2016年